

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年2月22日 14時35分ごろ～14時38分ごろの間）（死亡時刻：22日16時32分）
発生場所	青森県平内町白砂漁港北東方沖 安井埼灯台から真方位352° 2.1海里（M）～359° 2.5M 付近 （概位 北緯40° 59.7′ 東経140° 58.5′ ～北緯 41° 00.2′ 東経140° 58.8′）
事故の概要	漁船徳吉丸は、航行中、甲板員が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和3年3月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 徳吉丸、4.8トン AM3-37517（漁船登録番号）、個人所有 11.92m（Lr）×3.00×1.03m、FRP ディーゼル機関、264.80kW、平成11年6月6日 第212-14343号（船舶検査済票の番号） （写真1参照）

	
乗組員等に関する情報	<p>写真 1 本船の外観</p> <p>船長 42歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年6月16日 免許証交付日 令和2年7月27日 (令和7年7月26日まで有効)</p> <p>甲板員A 50歳</p>
死傷者等	死亡 1人(甲板員A)
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 みぞれ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約1m、水温 約6℃</p> <p>平内町には、2月22日10時41分に濃霧注意報が発表されていた。</p>
事故の経過	<p>本船は、船長、甲板員A、甲板員B及び甲板員Cが乗り組み、ほととの垂下連約100本を積載し、養殖施設への設置の目的で、令和3年2月22日14時00分ごろ白砂漁港を出港したのち、14時05分ごろ同漁港北東方沖の養殖施設に到着し、14時30分ごろ垂下連の取り付けを終えた。</p> <p>船長は、別の養殖施設で育てている稚魚の様子を見てから帰港することとし、甲板員にその旨を伝えたのち、右舷船首にある操舵スタンドの後方に立ち、14時35分ごろ、本船は、北東方約3.5M付近にある養殖施設に向け、約10ノットの対地速力で移動を始めた。</p> <p>甲板員Aは、甲板員B及び甲板員Cと共に船尾甲板にいたものの、用便をする旨を伝え、着用していた腰巻型の救命胴衣を外し、上衣のカップを脱いで船尾甲板に置き、胴長ズボンを履いた状態で、船尾甲板から死角となる船体中央にある操舵室の左舷側通路に向かった。</p>

	<p>甲板員Bは、14時38分ごろ、甲板員Cと雑談をしていたところ、甲板員Aの戻りが遅いので不審に思い、操舵室の左舷側通路を覗き、甲板員Aの姿が見えなかったため、落水したのではないかと思い、操船中の船長のところに向かい、甲板員Aの姿が見えないことを伝えた。</p> <p>船長は、停船して操舵室等を見て回ったものの、甲板員Aの姿が見えなかったため、甲板員Aが落水したものと思い、14時40分ごろ所属する漁業協同組合に携帯電話で連絡して救援を要請したのち、元の養殖施設に戻りながら甲板員Aの捜索を始めた。</p> <p>船長は、15時20分ごろ、来援した僚船から甲板員Aを発見した旨の連絡を受けて直ちに僚船のいる場所に向かい、15時22分ごろ甲板員Aの元に到着し、他の乗組員とともに甲板員Aを本船に引き揚げ、帰港して甲板員Aを救急車に引き渡した。</p> <p>甲板員Aは、病院に搬送されたものの、溺水による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、自らの養殖施設の閑散期に、別の地域でほたての養殖のアルバイトとして働いており、本船には平成31年から1月～3月までの期間に不定期で乗船していた。</p> <p>本船には、トイレの設備がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>甲板員Aの死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、白砂漁港北東方沖を養殖施設に向けて北東進中、甲板員Aが、14時35分ごろ移動を始めたのちに操舵室の左舷側通路に向かい、14時38分ごろ甲板員Bによって左舷側通路に姿がないことを確認されたことから、この間において、落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aが、救命胴衣を着用せずに落水したことは、甲板員Aが溺水するに至ったことに関与した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が白砂漁港北東方沖を養殖施設に向けて北東進中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗組員は、航行中に手すり等の設備のない暴露甲板の舷側を移動しないこと。 ・ 小型船舶の乗組員は、救命胴衣の適切な着用を心掛けること。 ・ 船舶所有者は、操舵室内等に簡易トイレを設置することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

